

# 令和7年度東京都立高等学校等給付型奨学金の申請について

## 制度の概要

- 給付型奨学金は、学校で行う実力テスト、各種検定試験、学校行事（修学旅行含む）等に充てられる経費を、保護者の所得に応じて東京都が給付する制度です。  
（所得の認定基準は就学支援金とは異なります。）
- 給付金は学校に対して支給され、学校が当該経費を支払います。
- **保護者や生徒が直接金銭を受け取るものではありません**のでご注意ください。
- その他、制度の詳細については、別紙「令和7年度東京都立高等学校等給付型奨学金制度のご案内」（リーフレット）をご確認ください。

## 申請方法

- 1 IDとパスワードを利用して、オンラインシステム（QRコード①）にログインする。  
※認定の可能性が高いご家庭のうち、システム未登録の方には「システム利用開始情報通知書（黄色）」を郵送します。  
記載の情報を入力し、ID登録を完了させてください。
- 2 入力期限に余裕を持って、「東京都立高等学校等給付型奨学金」の申請を行う。  
※本申請は令和7年度（次年度）分となりますのでご注意ください。  
※追加で課税証明書等のご提出をお願いする場合があります。ご承知おきください。



- 申請手順やログインできない場合の操作手順は東京都教育委員会HP（QRコード②）、または 光丘高校HPよりご確認ください。
- オンライン申請が難しい場合は、紙申請を行うことができます。光丘高校HPに様式を掲載しておりますので、必要事項を記入の上、いずれかの方法で提出してください。  
（1）東京都立光丘高等学校経営企画室へ持参（生徒でも可）  
（2）裏面の問合せ先に郵送（簡易書留またはレターパックプラス）

## 申請入力期限

**令和7年3月6日（木）16時まで ※厳守**

裏面へ続く

## 制度の利用方法

- **学年全員が必須で受験・参加する事業の場合（実力テストや修学旅行等）**  
積立金の代わりに給付型奨学金から支払われます。
- **任意で申込む事業の場合（英語検定、漢字検定、書写検定、模擬試験等）**  
学校で募集を行う検定についても給付型奨学金の対象になります。担当教員に申し出てください。検定費用の支払は学校が行います。
- 利用申請で申請していない事業でも、対象事業になっているもので、認定限度額内であれば給付型奨学金の利用が可能です。その際は経営企画室までご相談ください。



### 【問合せ先】

〒179-0071 東京都練馬区旭町2-1-35  
東京都立光丘高等学校 経営企画室  
電話 03-3977-1501（平日8時30分～17時）